

三重県家畜疾病経営維持資金運営要綱

制定 令和元年10月4日農林水11-424号

第1 目的

この要綱は、CSF等広範囲に影響を与える家畜伝染病の発生に伴う家畜の処分、移動制限等のまん延防止措置により、経済的に深刻な影響を受けた畜産業者に対し融資機関が貸し付ける三重県家畜疾病経営維持資金について、県が予算の範囲内において必要な利子補給を行う措置を講ずることにより、当該畜産業者の経営再建に資することを目的とする。

第2 利子補給対象資金

1 この要綱の対象となる三重県家畜疾病経営維持資金については、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号）（以下「機構要綱」という。）第1の2の別添2の第2及び家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領（平成25年2月27日付け24年発中畜第949号-2（以下「中畜要領」という。）第1に定める経営再開資金、経営継続資金及び経営維持資金とする。

2 融資機関

- ア 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
- イ 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業をあわせ行う農業協同組合連合会（以下「信連」という。）
- ウ 農業協同組合法第10条第1項第8号の事業をあわせ行う農業協同組合連合会（以下「共済連」という。）
- エ 農林中央金庫
- オ 銀行
- カ 株式会社商工組合中央金庫
- キ 信用金庫及び信金中央金庫
- ク 信用協同組合並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う協同組合連合会

第3 利子補給率

機構要綱別添2の第3の3の（1）のオの（エ）及び中畜要領第2の5の（3）に規定する貸付利率と同率とする。

第4 利子補給金の額

- 1 毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間において、算出した融資平均期間（各期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。
- 2 1に規定する利子補給金の計算に当たって利子補給率に年率を用いる場合、融資平均残高は計算期間中の毎日の最高残高の合計額の総和（積数という。）を年間の日数で除して得た額（積数/365）とする。

第5 利子補給の承諾

- 1 融資機関は、資金を貸付実行したときは、三重県家畜疾病経営維持資金利子補給承認申請書（第1号様式）を作成し、これに経営資金貸付実行報告書（中畜要領様式第4号）の写しを添付して、貸付実行月の翌月末までに知事に提出するものとする。
- 2 知事は、1により提出された書類について、内容を審査のうえ適当であると認めたときは、三重県家畜疾病経営維持資金利子補給承諾書（第2号様式）を融資機関へ交付す

るものとする。

第6 利子補給承諾の変更

- 1 第6の2による利子補給承諾書の交付を受けた融資機関は、次に掲げる異動があった場合には、速やかに三重県家畜疾病経営維持資金利子補給承諾変更等申請書（第3号様式）を作成し、知事に提出することとする。
 - （1）資金の借入者が繰上償還した場合
 - （2）資金の借入者が経営を中止した場合
 - （3）中畜要領第2の9の規定により経営維持計画の承認が取消しとなった場合
 - （4）その他重要な異動があった場合
- 2 知事は、1により提出された書類について、内容を審査のうえ変更することが適当であると認められる場合は、三重県家畜疾病経営維持資金利子補給承諾変更等承認書（第4号様式）を融資機関へ交付するものとする。

第7 利子補給金の交付申請

融資機関は、第5に定める期間の経過後速やかに、三重県家畜疾病経営維持資金利子補給金交付申請書（第5号様式）に、三重県家畜疾病経営維持資金利子補給金明細書（第6号様式）を添付して知事に提出するものとする。

第8 利子補給金の交付決定等

- 1 知事は、第7による交付申請書の提出があった場合は、当該申請に係る書類の審査を行い、当該申請に係る利子補給金を交付すべきと認めるときは、三重県家畜疾病経営維持資金利子補給金交付決定及び額の確定通知書（第8号様式）を融資機関に通知する。
- 2 融資機関は、1により通知を受けた場合には、速やかに、三重県家畜疾病経営維持資金利子補給金交付請求書（第7号様式）に、三重県家畜疾病経営維持資金利子補給金明細書（第6号様式）を添付して知事に提出するものとする。

第9 利子補給金の支払

知事は、第8の2による三重県家畜疾病経営維持資金利子補給金交付請求書の提出があったときは、これを受理した日から30日以内に利子補給金を交付するものとする。

第10 利子補給の停止

知事は、中畜要領第2の9の規定により経営維持計画の承認が取消しとなった場合、又は資金の借入者が経営を中止した場合には、これ以降、融資機関に対し、当該借入者への貸付けに係る利子補給を行わないものとする。

第11 その他

その他必要な事項については、協議して定めるものとする。

附則 この要綱は令和元年10月4日から適用するものとする。

（令和元年11月12日一部改正）